

社会福祉を学ぶ学生による犯罪被害者支援に関する実践研究

永見 芳子

1. はじめに

性犯罪や交通事故などで犯罪に巻き込まれた被害者やその遺族（以下、犯罪被害者等）は、事件事後、十分な支援が受けられなかったり、周囲の無理解による副次的な被害を受けたりして精神的にも社会的にも様々な苦痛を経験している。また、講演会やシンポジウムにおいて、直接の被害に遭ってはいないものの被害者の兄弟姉妹が不登校や閉じこもりで社会的に孤立している状況が明らかになり、兄弟姉妹のサポートが後回しになっていることが問題になっている。

2004年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、翌年の2005年12月に犯罪被害者等基本計画が策定された。その後、2011年3月に第2次犯罪被害者等基本計画、2016年4月に第3次犯罪被害者等基本計画¹⁾が策定され、犯罪被害者への経済的支援や相談対応窓口の確立、兄弟姉妹への支援等、支援体制整備は徐々に進められている。²⁾しかし、民間被害者支援団体は都道府県に約1か所しかなく、専門的に対応していても被害者の数パーセントしか対応できていない（伊藤 2016）ことや、民間被害者支援団体が支援する上で被害者に対する経済的・福祉制度が不十分であるために具体的な支援を行ううえでの限界がある（大岡 2015：61）ことが指摘されている。希求行動がとれない犯罪被害者等もいることから、犯罪被害の類型などを問わずだれもが早期に発見され適切な支援が受けられるよう、生活圏域においてフォーマル・サポートやインフォーマル・サポートの体制を整えることが求められる。

そこで、本研究は犯罪被害者等が地域社会において尊重され早期に生活を取り戻せるよう、地域住民に犯罪被害者支援についての理解をどのように普及するかという思いから、美作地域を活動拠点に社会福祉を学ぶ学生との実践から具体的方法を明らかにする。

2. 2017年度美作大学犯罪被害者支援の実践内容

美作大学犯罪被害者支援研究室³⁾は、2017年4月時点で2年生から4年生の21名の学生が所属し、犯罪被害者への支援や犯罪被害のないまちづくりをめざして活動をしている。同年7月末には4年生の5名が本格的な活動からは退き、後期からは2年生3年生16名が主体で活動した。

2017年度の活動について、長期休暇中を除き前期は2週に1回、後期は毎週1回、自主ゼミを開講し、犯罪被害者等の手記本の読み合わせや遺族講演の振り返り、グループワークで課題分析を行ったり、犯罪被害者支援に関する制度の勉強会を行ったりした。また、犯罪被害者遺族と被害者支援について考える会を2018年1月に開催し、被害者遺族1名と岡山県警察本部から1名、学生14名、教員1名が参加した。そして、地域への普

及活動として、オリジナル制作劇による講演会や、自転車被害について啓発するためのパンフレットと犯罪被害者支援活動をPRするための横断幕を作成した。以下は、地域での実践について紹介する。

2-1 高齢者講座

2017年6月にA町の空き家を利用した住民の集まる場所で、高齢者講座「消費者被害について」を開催した。本講座の目的は、①参加者が消費者トラブルについて対処法を身につけられる、②参加しなかった住民に広めてもらい消費者トラブルの拡大を防ぐ、③悪徳商法が身近にあることを知ってもらう、とした。講座の構成は、オリジナル制作劇「消費者被害にあったら」、講義「さまざまな詐欺被害」、〇×クイズ、グループワークである。参加者は高齢者が6名と町内のコーディネーターが3名だった。



住民に正確な情報を伝えるために、数名の学生が代表で消費生活センターに行き、センターの職員に聞き取り調査やシナリオについて相談した。

制作劇のあらすじは、住民たちが近所の高齢者宅にオリンピックの偽チケットを売りに来た詐欺のことを話題とし、詐欺の手口が巧妙化していることや詐欺被害にはクーリングオフが利用できないこと、詐欺被害に遭わないため

の予防策や消費生活相談窓口を紹介している。

また、講義では様々な詐欺被害の事例を提示し、〇×クイズを通して詐欺に遭いそうになった時にどのような行動をとるかを参加者に考えてもらった。後半は、参加者と学生とのグループワークを行い、詐欺被害に遭った参加者の実話を聞き、被害に遭った時の気持ちやその後の具体的な対処法等について話し合った。

さらに、発信した情報をカタチとして残せるよう、相談窓口を記載した手作りのメッセージカードを参加者に渡した。

高齢者講座後、参加者にアンケート調査を実施した結果は以下の通りである。

「劇の内容のわかりやすさ」では、72%が“そう思う”、14%が“わからない”、14%が“どちらかといえばそう思わない”という結果が得られた。分かりにくさでは、住民同士の会話の場面から詐欺被害に遭う回想場面への展開に違和感をあたえていたことや、詐欺の遭い方が安易すぎるという意見があり、シナリオを見直す必要があることがわかった。

「消費者被害に対する興味関心がもてたか」では、86%が“そう思う”、14%が“そう思わない”だった。「講座全体に対する満足度」では、満足かどうかについて72%が“そう思う”、14%が“どちらかといえばそう思う”、14%が“どちらかといえばそう思わない”という結果だった。



自由記述による本講座で学んだことについては、「学生さんの講座がとてもよかったです。」「自分でよく考えて対応する。」「今まで通り電話を替えない（登録した電話番号は表示されるから）。知らない人は出ないこと。」「演劇は分かりやすかったです。」「上手い話には乗らない。誰かに相談する。」「詐欺にあったら188に電話する。」等の回答があった。その他の意見では、「このようなことをこの場所だけでなく、町内会にも持ってきていただければありがたいと思う。」「地元の方がもう少し来てくださるとよかったです。」「日頃から近所の人たちとコンタクトを取っているのが大切だと思います。」が得られた。

2-2 中学校での講演

2017年7月には、B中学校において「被害者支援のあり方・命の大切さを考える」をテーマとした講演会を開催した。本講演会は、岡山県警察本部や所轄の警察署の協力で実現できたもので、B中学校とのコーディネートは警察機関によるものである。そのため、本研究室は講演会に集中して取り組むことができた。講演会の目的は、①中学生に犯罪被害について関心をもってもらう。②大学生が活動することで地域にも意識してもらう。以上、2つの目的をたてて実践した。

参加者は、B中学校の全校生徒178名、教職員12名、保護者2名、学校関係者4名、教育委員8名である。地域住民への情報発信はB中学校にさせていただき、教育委員には岡山県警が案内した。

講演会の展開は、オリジナル制作劇と中学生・大学生のグループワークである。

制作劇のあらすじは、中学生の少年少女3人が、集団暴行で兄を亡くした元気のない友達に「自分たちにも何か出来ることはないのだろうか?」という思いで、馴染みの駄菓子屋のおばちゃんからヒントを得ながら考える物語である。登場人物の一人の駄菓子屋のおばちゃんを犯罪被害者支援団体に所属している支援員とし、少年少女たちに被害にあった人への接し方などを伝えていく役柄とした。話は3人の少年少女たちだけの問題ではなく、クラスの問題として皆で友達を支えられるように考えようと学級会を開くことを思いつき、一旦中断する。そして、講演を聴いているB中学校の生徒にミニ学級会としてグループワークをしてもらった。グループワーク後、劇を再開し、少年少女たちの学級会で話し合ったクラスで支える“例”を提示し、さら



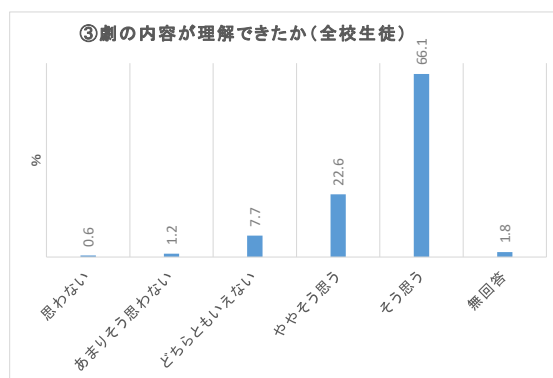
に B 中学校の生徒から出た意見も一部紹介して全体で共有した。

シナリオには、被害者支援の社会資源としてあまり知られていない民間の支援団体を周知するために、駄菓子屋のおばちゃんから情報発信するようにした。そのため、被害者サポートセンターに事情を説明し、支援の方法や支援団体の紹介の仕方等を教えていただいた。

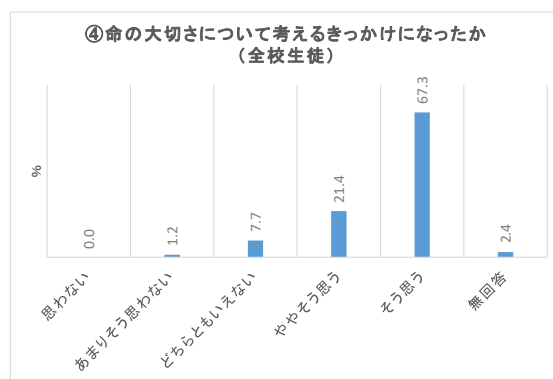
講演会の中にグループワークを取り入れたのは、講演を聴いている人たちが犯罪被害者支援を他人事ではなく、自分の事として意識するためにはどうすればよいのかを学生たちと考えた結果である。B 中学校の担当の先生には、事前にグループを作っていただくこととグループの配置を決めていただくようお願いし、3 学年で 26 グループができた。1 グループに約 8 名の生徒とファシリテーターに大学生 1 名が入った。しかし、犯罪被害者支援研究室の正規メンバーだけでは人数が足りず、有志を募り 7 名の学生に協力してもらった。有志の学生には、講演会前の自主ゼミの勉強会に数回参加してもらい、当日はファシリテーターとして入ってもらった。グループワークの中学生の意見は、「ちょっかいをかけて話のきっかけにする」、「辛いときに話を聞いてあげられるように心構えをする」、「声をかけづらいので、そっとしておく」、「仲良くないと話しかけにくい」、「普段通りに接する」、「話しかけて欲しくない人もいるかも」等があった。

講演会后、B 中学校の生徒にアンケートを行い、その結果は以下の通りである。(有効回答 168)

「劇の内容が理解できたか」には、“そう思う”が 66.1%、“ややそう思う”が 22.6%、“どちらともいえない”が 7.7%、“あまりそう思わない”1.2%、“思わない”が 0.6%、“無回答”が 1.8%あった。



「命の大切さについて考えるきっかけになったか」には、“そう思う”が 67.3%、“ややそう思う”が 21.4%、“どちらともいえない”が 7.7%、“あまりそう思わない”1.2%、“思わない”が 0%、“無回答”が 2.4%あった。



「犯罪被害者支援について身近な人に話したいと思うか」には、“そう思う”が 27.4%、“ややそう思う”が 36.9%、“どちらともいえない”が 29.2%、“あまりそう思わない”3.6%、“思わない”が 1.2%、“無回答”が 1.8%あった。

講演で学んだことや感想は、「やっぱり、人の気持ちを理解することが大切だと思う。

る予定である。

街頭での呼びかけは、パンフレットを手にしない人にも広くメッセージを伝える機会になる。そこで、「他人ごとではない！つぐない犯罪被害者・守ろう犯罪被害者」をキャッチフレーズにした横断幕を作製した。一方、街頭活動は、通行人にとって活動団体が分かりにくいデメリットがある。特に学生が行う場合、制服ではなく私服のため通行人にとって身分の想像が付きにくい。目の前で急にパンフレットを差し出され、人によっては不信感を抱くこともあるだろう。そこで、「美作大学犯罪被害者研究室」を横断幕に入れることで視覚的に活動団体が分かるようにした。

3. 考察

学生と共に実践する犯罪被害者支援活動について、地域で講演をしていくことは住民にとって必要とされていることがわかった。また、学生がシナリオを考えそれを演じたことは、犯罪被害について学生が感じたことを反映することができたと同時にイメージしやすくなり、一般的に受け入れられ内容の理解が図られたと考える。

そして、参加者が講演を聞くだけの一方向で終わるのではなく学生も加わったグループワークを行うことは、参加者が主体的に考え意見を伝え合うことができるため、犯罪被害者支援について理解が深まることが明らかになった。グループワークのファシリテーターを教員ではなく学生が担うことは、単に人数の確保ではなく、高齢者には学生に“教えてあげよう”という意識が働いたり、中学生にとっては年齢が近いお兄さんお姉さんという親近感で、メンバーとの間に話しやすい関係性をつくることができたのではないかと考える。

さらに、帰宅後に「今日あった出来事」として、家族との会話を通して犯罪被害者支援についてあらためて考えることができ、話を聞いた家族にも“犯罪被害者支援”が広がる可能性があることが示唆された。しかし、犯罪被害は内容が特殊なため、容易に話題とするのは難しいかもしれない。間接的な効果に期待するのではなく、住民に直接働きかけるような活動を今後も続けることが重要といえる。

また、中学生のアンケートの中に無回答があったことも軽視できない。今回の講演会は学校行事のため、生徒は半ば強制的に参加している。中には過去に似たような経験で犯罪被害者支援について、気持ちを向けられない生徒もいたのではないだろうか。中学校には、事前に講演後の生徒へのフォローをお願いしたが、生徒から声が上がってこなければ学校側も把握できない。全校生徒を対象としたこのような講演会は、その後の生徒へのケアが課題である。

4. まとめ

犯罪被害者支援について学生との実践は、地域住民の理解の増進につながることは明らかになったが、1年間の活動は限られた地域の実践だったため、今後はエリアを広げながら継続できる活動に展開していく必要がある。第3次犯罪被害者等基本計画には「犯罪被害

害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する」と、犯罪被害者支援の専門職として社会福祉士が明文化されている。そうした意味で、社会福祉を学ぶ学生とこれからも実践を継続していくことは社会的にも意義のあることだと考える。しかし、本犯罪被害者支援研究室は、現時点で連携先が限られており、今後の地域活動に制限がかかる可能性は高い。また、各機関の犯罪被害者支援相談窓口の担当者も支援経験不足から犯罪被害者支援についてよくわからないという不安の声も聞く。犯罪被害者支援において各関係機関との協力・連携は必須である。そこで、顔の見える犯罪被害者支援ネットワークの構築を目指して、一つの組織体として岡山県北の各関係機関とのネットワークづくりを課題として取り組んでいきたい。

注)

- 1) 第3次犯罪被害者等基本計画の大局的な重点課題は1次から維持され、①損害回復・経済的支援等への取組 ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組 ③刑事手続きへの関与拡大への取組 ④支援等のための体制整備への取組 ⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組の5つが挙げられている。
- 2) 犯罪被害者の相談対応窓口は、地方公共団体や各都道府県公安委員会から指定を受けている民間被害者支援団体がある。地方公共団体の相談窓口の設置状況は、平成29年版犯罪被害者白書によると都道府県と政令指定都市の全てに設置されており、政令指定都市を除く全国1,721市区町村の設置率が平成29年4月1日時点で98.6%となっている。対応する課は市区町村によって様々で、社会福祉士や臨床心理士といった相談援助職が配置している課は少ない。
- 3) 美作大学犯罪被害者研究室として2016年4月に発足した自主ゼミは、履修目的のゼミ活動とは異なり、ソーシャルワークを学ぶ学生が犯罪被害者等に支援できることは何かを具体的に考え実践するために、自主的に参加し他学年と協働して取り組むものである。詳細は永見(2016)を参照。

《参考文献・引用文献》

- ・伊藤富士江(2016)「今、被害者支援に求められることーソーシャルワークの視点からー」平成28年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」(<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/pdf/work2016/gi1.pdf>) 2017.12.28
- ・大岡由佳、野坂祐子、中島聡美、岩切昌宏(2015)「性犯罪被害児・者の実態とその課題ー民間被害者支援団体の調査結果を踏まえてー」『学校危機とメンタルケア』7, 55-68.
- ・警視庁(2016)「第3次犯罪被害者等基本計画」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/pdf/info280401-dai3keikaku.pdf>) 2018.7.31
- ・警察庁(2017)「平成29年版犯罪被害者白書」(http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2017/pdf/zenbun/pdf/hkiso4_11.pdf,) 2017.12.24
- ・永見芳子(2017)「ソーシャルワークにおける犯罪被害者支援について」『美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所所報』14,美作大学・美作短期大学,24-29.